

# 黒滝村地域活性化センター提案型利活用事業 事業者募集要項

黒滝村役場企画政策課

～ 目 次 ～

1 趣 旨	.....	1
2 対 象 物 件	.....	1
3 利 活 用 に 関 す る 必 須 条 件	.....	1
4 施 設 使 用 料	.....	1
5 施 設 使 用 期 間	.....	1
6 事 業 提 案	.....	1
7 提 案 の 募 集 ( 受 付 )	.....	2
8 審 査 方 法	.....	3
9 決 定 の 取 り 消 し	.....	3
10 そ の 他	.....	4
11 ス ケ ジ ュ ー ル	.....	4

## 1 趣旨

黒滝村（以下「村」という。）が、令和4年2月に取得した村の玄関口でもある道の駅「吉野路黒滝」に隣接した黒滝村地域活性化センター（以下「地域活性化センター」という。（旧南都銀行黒滝支店））の土地及び建物の効率的かつ効果的な利活用に関し、公募型プロポーザル方式による事業者を募集いたします。

## 2 対象物件

地域活性化センター

所在地	黒滝村大字長瀬22番地の5
構造	鉄骨造 平屋建
敷地面積	615.55㎡
延床面積	244.80㎡
駐車場	露天駐車場4台 カーポート1台
合併浄化槽	18人槽（計画汚水量：3.6㎡/日）
建築年月日	平成13年3月22日
都市計画等による制限	なし

## 3 利活用に関する必須条件

- ・地域の活性化に資すること
  - ・地域の情報発信に資すること
  - ・道の駅との協力・連携を行うこと
  - ・利活用に係る建物の形状変更等に要する費用は提案事業者の負担とする。
- （ただし村の承認を要する。）

## 4 施設使用料

事業者として決定された翌月から、月額5万円。ただし、光熱水費等維持管理費についても事業者負担とします。

また、別途道の駅への共益費が発生します。

共益費 月額2万円

## 5 施設使用期間

事業者として決定された年度から、起算して5年後の年度末まで（更新制度あり）

## 6 事業提案

応募資格

本村に拠点を有する、または有しようとする民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体とします。

応募者は、構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

次の要件のいずれかに該当する者は、応募者になることができません。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ. 公募の日から参加表明提出日までのいずれの日においても、国または地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けている者

ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者

エ. 黒滝村暴力団排除条例（平成24年黒滝村条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当する者

オ. 法人税、消費税若しくは地方消費税、又は市町村税を滞納している者

カ. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

## 7 提案の募集（受付）

### （1）提出書類の種類

事業提案を行う応募者が提出する書類等は、次のとおりとし、提出する資料等にかかる費用は、応募者負担とします。

ア	応募申請書	様式第1号	
イ	団体概要書	様式第2号	
ウ	応募者の定款及び登記簿謄本 ※任意団体については、団体を証明できる書類（通帳等）		
エ	事業計画書（提案企画書）	任意様式	
オ	収支計画書	任意様式	5か年分
カ	収支決算書	任意様式	直近のものであること。 新規事業者は、提出不要
キ	納税証明書  ※村に納税義務のある者については、提出の必要はありません。		【国税】消費税及び地方消費税 【市町村税】(個人・法人)市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(国保加入者のみ)
ク	その他、村長が別に定める書類		

(2) 提出書類の受付

ア. 応募者は、(1)の提出書類を作成し、受付期間内に事務局まで提出することとします。

イ. 提出書類の受付期間は、令和6年6月21日(金)から7月16日(火)までとします。

また、受付時間は、村役場開庁日(平日)の午前9時から午後5時までとし、土日、祝祭日は受付できません。(郵送の場合は、提出書類受付期間の最終日必着とします。)

ウ. 提出方法は、郵送又は持参とします。

(3) 現地見学会及び募集内容に関する質問の受付

ア. 現地見学会を希望する者は、令和6年1月16日(火)から6月20日(木)までに事務局へ申し込むことができます。(様式第3号)

尚、現地見学会は、一応募団体につき、3回までとします。

イ. 募集内容に関する質問の受付(様式第4号)は、令和6年1月10日(水)から令和6年6月14日(金)までとし、メールまたは、FAXで受付し、村ホームページで随時回答します。

ただし、最終回答は令和6年6月20日(木)までとします。

メール [kuro\\_ks@vill.kurotaki.lg.jp](mailto:kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp)

FAX 0747-62-2569

(4) 書類の提出先

〒638-0292 黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場 企画政策課

## 8 審査方法

(1) 提案審査は、別途定める黒滝村地域活性化センター提案型利活用事業事業者選定審査会において、事前に提出した提案概要を基に応募者自らがプレゼンテーション(説明)を行うこととします。

(2) プレゼンテーションの際、審査委員に配付する資料等にかかる費用は、応募者負担とします。

(3) 審査は、別途定める黒滝村地域活性化センター提案型利活用事業事業者選定基準書に基づき行います。

(4) 審査は、非公開で行います。

## 9 決定の取り消し

事業者として決定された後に各種法令遵守違反や事業提案内容に変更が生じた場合は、決定を取り消すことがあります。その際生じた損害等の費用負担は、当該応募者負担となります。

## 10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出された書類は、返還しません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。
- (4) 賃貸借等契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡若しくは転貸は認めません。

## 11 募集・選定スケジュール

募集・選定スケジュールは以下のとおりとします。

日程	内容
令和6年1月10日(水)から 令和6年7月16日(火)まで	募集開始 募集締切
令和6年1月16日(火)から 令和6年6月20日(木)まで	現地見学会の参加申込 現地見学会(一応募団体につき、3回まで)
令和6年1月10日(水)から 令和6年6月14日(金)まで	募集内容に関する質問の受付
令和6年6月20日(木)まで随時	質問に関する回答
令和6年6月21日(金)から 令和6年7月16日(火)まで	事業参加申込書等、必要書類の提出 参加資格審査(提出書類による審査)
令和6年7月下旬	総合審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和6年8月上旬	事業者決定通知発送